

令和5年第5回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和5年5月2日（火）午後2時00分から午後3時10分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 正幸、中村 茂、小林 司朗、若尾 英夫、可児 博恭、 玉木 武義、奥村 武司、伊藤 卓、奥村 富雄、栗本 京治、樋口 孝男、 中根 章子
農地利用最適 化推進委員	熊澤 政行、佐橋 和弘、勝野 仁司、奥村 廣二、飯田 繁好、鈴木 好則、 奥村 松市、奥村 榮造、三宅 静喜
欠席委員	奥村 久光
事務局	局長 渡辺勝彦、課長 後藤道広、係長 山口嘉之、再任用職員 前田 晃
議案	<p>第20号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について</p> <p>第21号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について</p> <p>第22号 土地現況確認申請書（非農地）の承認について</p> <p>第23号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について</p> <p>第24号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見について</p>
議長	<p>皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。</p> <p>令和5年第5回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の農業委員の出席は、5番、奥村久光委員から欠席届が提出されておりますので、13名で定足数に達しております。</p> <p>また、推進委員の出席は、9名です。</p> <p>これより令和5年第5回可児市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。</p>
委員	【異議なしの声多数】
議長	それでは、4番小林司朗委員、8番玉木武義委員の両名を指名します。
議長	<p>続きまして、日程第2、議案第20号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>

事務局	<p>日程第2、議案第20号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請について説明します。</p> <p>今月の申請は、売買による所有権移転2件です。</p> <p>受付番号1番は、土田の死亡者の相続財産管理人と土田の方との間における売買による所有権移転です。</p> <p>土田地内において、譲受人は申請地を取得して営農の効率化を図るとのことです。詳細については、資料のとおりです。</p> <p>亡くなった土地所有者の財産を相続する者がいなかったため、弁護士が相続財産管理人となっているものです。</p> <p>受付番号2番は、名古屋市瑞穂区の方と東帷子の方との間における売買による所有権移転です。</p> <p>東帷子地内において、譲受人は申請地を取得して営農の効率化を図るとのことです。詳細については、資料のとおりです。</p> <p>以上の案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動・設定は妥当と考えます。</p>
議長	<p>只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。</p>
佐橋委員	<p>受付番号1番、土田お願いします。</p> <p>推進委員2番の佐橋から現地確認の報告をします。</p> <p>土田花軒地内にある畑です。以前に駐車場として5条申請が提出された農地で、現地確認時に進入路が狭く、車の進入ができない事が判明し、詳細を確認したところ、家庭菜園として利用することが判明しました。当時は、農地取得の下限面積要件があり農地として取得できないが、4月以降であれば下限面積要件が廃止されるため、3条申請で農地として取得可能であると指導を行い、今回、売買による所有権移転として3条申請が提出されました。譲受人は、近隣に居住しており、農地を取得後は家庭菜園として有効利用を図ることができ、問題ないと思います。</p>
議長	<p>受付番号2番、東帷子お願いします。</p>
勝野委員	<p>推進委員3番の勝野から現地確認の報告をします。</p> <p>東帷子古瀬地区にある元は住宅が建っていて取り壊した後、農地として利用している土地です。譲渡人は以前可児市に居住していましたが高齢となり子供がいる名古屋に居住しており、管理できない状況となったため、近隣に居住している譲受人が購入し、畑として利用されますので、問題ないと思います。</p>
議長	<p>只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>【意見・質問なし】</p>
議長	<p>意見もないようですのでお諮りいたします。</p> <p>議案第20号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>【異議なしの声多数】</p>
議長	<p>異議ないものと認め、議案第20号は原案のとおり許可することに決しました。</p>

議長 続きまして、日程第3、議案第21号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局 なお、受付番号12番の案件は、書類不備のため審議先送りとなっております。それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第3、議案第21号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請について説明します。

申請の内訳は、売買による所有権移転6件、使用貸借権の設定5件、賃借権の設定1件、売買による所有権移転及び賃借権の設定1件の合計13件です。

受付番号1番は、川合の方と川合の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、川合地内で、父の所有地に使用貸借権を設定し、隣接地を一体利用して、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、既設石積み及びコンクリートブロックを設置するとのことです。

昭和54年1月頃から住宅敷地として使用していたため、始末書が提出されています。

受付番号2番は、川合の方と今渡の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、川合地内で、母の所有地に使用貸借権を設定して、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号3番は、川合の方と愛知県一宮市の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、川合地内で、祖父の所有地に使用貸借権を設定し、隣接地を一体利用して一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

受付番号4番は、下恵土の方とみずきヶ丘の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、父の所有地に使用貸借権を設定し、隣接地を一体利用して一般個人住宅、駐車場、庭を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置するとのことです。

受付番号5番は、下恵土の方と石井の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可

を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、3区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

開発協議が必要な案件で、まちづくり条例による申請が提出されています。

受付番号6番は、下恵土の方と下恵土の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、3区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

開発協議が必要な案件で、都市計画法による事前協議中です。

受付番号7番は、土田の方と美濃加茂市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、8棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置するとのことです。

開発協議が必要な案件で、都市計画法による申請が提出済みです。

令和5年2月27日付で農振除外されています。

受付番号8番は、土田の方と塩の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用して、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、既設のコンクリートブロック及び石積みにより防ぐとのことです。

受付番号9番は、土田の方と土田の協同組合が、賃借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用して花き販売業資材置場の敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

令和5年2月27日に農振除外されています。

昭和 63 年 4 月頃から農業資材置場として使用していたため、始末書が提出されていません。

受付番号 10 番は、若葉台の方と名古屋市北区の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、塩河地内で、隣接地を一体利用して、一般個人住宅の駐車場と庭を整備するとのことです。

立地基準判定は、第 2 種農地となります。

隣接地を一体利用して事業を行うものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、既設の石積みにより防ぐとのことです。

平成 29 年 4 月から住宅敷地として使用していたため、始末書が提出されています。

受付番号 11 番は、塩河の方外 3 名と塩河の法人が、売買による所有権移転及び賃借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、塩河地内で、土木業資材置場及び駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第 1 種農地となります。

隣接する既設事務所に関連する資材置場及び駐車場で、集落に接続して設置されるものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、土砂流出防止シートを設置するとのことです。

当該農地は、塩河と矢戸の境の農振地域内にあり、平成 24 年頃から農地法の許可を得ず資材置場として使用しており、違法転用の状態でした。この状態を解消するため、農業委員会及び産業振興課で事業者に対して指導を行い、令和 5 年 2 月 27 日付けで農振除外がされたところです。これを受け、今回 5 条での転用申請を行うものです。なお、申請地の北側隣接地、雑種地が現在資材置場として一体利用されていますが、この敷地は原状復旧し、所有者に返還する予定となっています。

只今説明しましたとおり、平成 24 年頃から資材置場として使用されていたため、始末書が提出されています。

受付番号 12 番は、書類不備により審議先送りです。

受付番号 13 番は、羽崎の方と下恵土の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、羽崎地内で、妻の父の所有地に使用貸借権を設定して、農家住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第 2 種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック壁を設置するとのことです。

令和 5 年 2 月 27 日で農振除外されています。

この案件は、転用許可前に事業に着手していることが判明したため、事務局から指導を

行い、始末書を提出させています。

受付番号 14 番は、中恵土の方と帷子新町の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、中恵土地内で、隣接地を一体利用して、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第 2 種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置するとのことです。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号 1 番から 3 番、川合お願いします。

大 澤 委 員

農業委員 2 番の大澤が受付番号 1 番について報告します。

受付番号 1 番は、川合地内の周囲が宅地化した地域にある農地で、既設住宅の建替えに伴う転用申請です。既設建物の一部が農地に建てられていたため、始末書が提出されています。周囲に農地は無く、転用されても問題ないと思います。

熊 澤 委 員

推進委員 1 番の熊澤が受付番号 2 番について報告します。

受付番号 2 番は、川合の東地区にある農地で、母の所有農地の一部に使用貸借権を設定して、一般個人住宅を建築する申請です。隣接者への説明も済み、土地改良区の同意もあり、問題ないと思います。

大 澤 委 員

農業委員 2 番の大澤が受付番号 3 番について報告します。

受付番号 3 番は、川合地内の周囲が宅地化した地域にある農地で、祖父の所有地に使用貸借権を設定して一般個人住宅を建築する申請です。周囲に農地もありませんので、問題ないと思います。

議 長

受付番号 4 番から 6 番、下恵土お願いします。

中 村 委 員

農業委員 3 番の中村が受付番号 4 番から 6 番の案件について報告します。

受付番号 4 番は、下恵土宮瀬地内の農地です。建替えにより南側に隣接する農地を駐車場、庭として整備する申請で、周囲に農地は無く、転用されても、問題ないと思います。

受付番号 5 番は、下恵土今渡南小学校西の農地の一部を 3 区画に宅地分譲する申請です。隣接地に農地は無く、残地は畑として管理されますので、転用されても、問題ないと思います。

受付番号 6 番は、下恵土東上屋敷地内にあり、周辺は宅地化された地域に残る農地を 3 区画に宅地分譲する申請です。周囲に農地はありませんので、転用されても、問題ないと思います。

議 長

受付番号 7 番から 9 番、土田お願いします。

佐 橋 委 員

推進委員 2 番の佐橋が受付番号 7 番から 9 番の案件について報告します。

受付番号 7 番は、土田井ノ鼻地内にあります農地を 8 区画の分譲住宅を建築する申請です。隣接者への説明、土地改良区の同意等もあり、転用については、問題ないと思います。

受付番号 8 番は、土田上町地内で周囲が住宅化している地域にある農地で、隣接地を一体利用して、個人住宅を建築する申請です。周囲に農地はありませんので、転用されても、問題ないと思います。

受付番号 9 番は、土田の花き販売事業所内にある農地です。以前より花き販売施設として利用されていたため、是正として始末書を添付して申請されました。周囲は一体利用地として利用されており、問題ないと思います。

議 長
可 児 委 員

受付番号 10 番、11 番、塩河お願いします。

農業委員 7 番の可児が受付番号 10 番、11 番の案件について報告します。

受付番号 10 番は、塩河西洞地区にある住宅に隣接する農地の転用申請です。隣接する住宅と一体利用して駐車場、庭を整備されます。住宅の一部が農地に建っていたため始末書が提出されています。隣接者への説明も済んでいますので、転用については、問題ないと思います。

受付番号 11 番は、塩河と矢戸の境の農振地域地内にある農地で、事業内容等は、事務局から説明がありましたとおりであり、転用については、問題ないと思います。

議 長
鈴 木 委 員

受付番号 13 番、羽崎お願いします。

推進委員 6 番の鈴木が受付番号 13 番の案件について報告します。

受付番号 13 番は、羽崎にある造り酒屋の南にある農振農用地内の田の一部を除外して、子供夫婦が親の土地に使用貸借権を設定して住宅を建築する転用申請です。土地改良区の同意もあり、転用されても、問題ないと思います。

ただ、許可前に事前着手されたため、始末書を提出していただいています。

議 長
三 宅 委 員

受付番号 14 番、中恵土お願いします。

推進委員 9 番の三宅が受付番号 14 番の案件について報告します。

受付番号 14 番は、中恵土地内の農地で、接道部分を一体利用して一般個人住宅を建築する転用申請です。

隣接者への説明も済んでおり、雨水排水は、東側の市道側溝へ排水され、転用されても、問題ないと思います。

議 長
中 村 委 員

只今、地元委員から発言のありました件について、何かご意見、ご質問はございませんか。

受付番号 13 番の案件について、許可前に事前着手され始末書が提出されていると報告がありましたが、施工業者はわかりますか。

事 務 局

事前着手の内容は、埋立てではなく、農地の一部転用のため、残地との境に畔を作るための耕作土の移動であり、残地耕作のための作業であり、施工業者の把握はしていません。

中 村 委 員

以前の事前着手は、許可前に埋立てに着手したことが多く、同じ事業者が施工していれば、指導をする必要がある。畔を作るための耕作土の移動までであれば業者把握、指導までは必要なしでもいいと思います。

議 長
委 員
議 長

他に何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見・質疑なし】

ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第 21 号、受付番号 1 番から 11 番及び 13 番、14 番について、それぞれ原案のとおり

り許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委員 長 【異議なしの声多数】
異議ないものと認め、議案第 21 号、受付番号 1 番から 11 番及 13 番、14 番について、それぞれ原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。

議長 続きまして、日程第 4、議案第 22 号、土地現況確認申請書（非農地）の承認についてを議題といたします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。
日程第 4、議案第 22 号、土地現況確認申請書（非農地）の承認について説明します。
今月の申請は、3 件です。
受付番号 1 番は、東帷子の方が所有する東帷子地内の畑です。
該当農地は、平成 5 年頃から耕作しなくなり、平成 7 年頃から山林原野化し、現在に至るとのことです。
受付番号 2 番は、菅刈の方が所有する菅刈地内の畑です。
該当農地は、昭和 50 年頃から耕作しなくなり、昭和 60 年頃から山林原野化し、現在に至るとのことです。
受付番号 3 番は、塩の方が所有する塩地内の畑です。
該当農地は、昭和 33 年頃から、愛知用水の工事により当該農地に進入できなくなったため耕作しなくなり、昭和 38 年頃から山林原野化し、現在に至るとのことです。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から発言を求めます。
受付番号 1 番、東帷子お願いします。

勝野委員 推進委員 3 番の勝野が、受付番号 1 番の案件について報告します。
受付番号 1 番は、平成 7 年頃から山林化しており、非農地として問題ないと思います。

議長 受付番号 2 番、菅刈お願いします。

勝野委員 推進委員 3 番の勝野が、受付番号 2 番の案件について報告します。
昭和 60 年頃から山林原野化しており、非農地として問題ないと思います。

議長 受付番号 3 番、塩お願いします。

若尾委員 農業委員 6 番の若尾が、受付番号 3 番の案件について報告します。
昭和 38 年頃から山林原野化しており、非農地として問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 長 【意見・質疑なし】
ご意見もないようですのでお諮りいたします。
議案第 22 号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 長 【異議なしの声多数】
異議ないものと認め、議案第 22 号について、原案のとおり承認することに決しました。

議長 続きまして、日程第 5、議案第 23 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についてを議題といたします。

受付番号4番については、私が当事者となりますので、農業委員会法等に関する法律第31条に規定する議案審議参与制限により審議に加わることができません。したがって、受付番号1番から3番及び5番を先に私が議事進行を行い、その後、私が退席し、受付番号4番を職務代理の大澤委員に議長をしていただきまして、議事を進行していきます。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第5、議案第23号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について説明します。

今月の申請は、5件です。

最初に受付番号1番から3番及び5番の案件について説明いたします。

受付番号1番から3番は同じ法人が借人となりますので、併せて説明をします。

塩河の方外2名と岐阜市の法人との間での新規の農地中間管理権を取得した使用貸借権の設定です。

塩河と矢戸地区内の該当農地について、令和10年5月までの5年間中間管理権を取得し、利用集積を図るものです。

受付番号5番は、土田の方と下恵土の方との間での新規の使用貸借権の設定です。

土田地区内の該当農地について、令和10年5月までの5年間利用集積を図るものです。

議長 只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見・質疑なし】

委員 長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第23号、受付番号1番から3番及び5番について、原案のとおり承認し、市に報告することにご異議ございませんか。

委員 長 【異議なしの声多数】

異議ないものと認め、議案第23号、受付番号1番から3番及び5番について、原案のとおり承認し、市に報告することに決しました。

議長 それでは、受付番号4番を議題とします。議長は私、菱川が退席し、議長を職務代理の大澤委員として議事を進めます。

(菱川幸夫委員 退席 職務代理 大澤正幸委員 議長席へ着座)

職務代理 職務代理の2番委員大澤です。会長に代わり議長を務めさせていただきます。

議案第23号、受付番号4番を議題とします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 議案第23号、受付番号4番の案件について説明します。

受付番号4番は、土田の方と今渡の方との間での再設定での貸借権の設定です。

土田地区内の該当農地について、令和8年5月までの3年間利用集積を図るものです。

職務代理 只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見・質疑なし】

委員 職務代理 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

職務代理	議案第 23 号、受付番号 4 番について、原案のとおり承認し、市に報告することにご異議ございませんか。
委員	【異議なしの声多数】
職務代理	異議ないものと認め、議案第 23 号、受付番号 4 番は、原案のとおり承認し、市に報告することに決しました。 それでは、菱川幸夫委員の議事参加を認めます。 (職務代理 大澤正幸委員 自席へ移動 菱川幸夫委員 入室し議長席に着座)
議長	続きまして、日程第 6、議案第 24 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画案に対する意見についてを議題とします。 それでは、事務局に説明を求めます。
事務局	日程第 6、議案第 24 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画案に対する意見について説明します。 番号 1 から 6 について、美濃加茂市の法人が新規で使用貸借権を設定し、利用配分する計画案となっています。 土地の概要等については、いずれも資料のとおりです。 貸付期間は、令和 5 年 6 月 30 日から令和 10 年 5 月 31 日までの 5 年間です。
議長	只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
委員	【意見・質問なし】
議長	ご意見も無いようですのでお諮りいたします。 議案第 24 号について、原案のとおり承認し、市に報告することにご異議ございませんか。
委員	【異議なしの声多数】
議長	異議ないものと認め、議案第 24 号は、原案のとおり承認し、市に報告することに決しました。 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。
議長	続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。 それでは、報告及び連絡事項について、説明いたします。 1. 農地の適正管理の 4 月指導分について報告します。 別添資料 1 をご覧ください。(件数 2 件) 農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。 2. 農地の形状変更(水田の畑地転換又は盛土・切土)の届出書の 4 月届出分です。 届出はありませんでした。 3. 農業用施設の届出書の 4 月届出分です。 届出はありませんでした。 4. 4 月中に届出のあった農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理につい

て、報告します。

4件の届出がありました。

田 10筆 5,902.00 m² 畑 22筆 4,840.00 m² 合計 32筆 10,743.00 m²

5. 今後の日程について説明します。

今回の現地確認は5月30日の火曜日を予定しています。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から個別確認になることがあります。

また、令和5年第6回農業委員会総会は、令和5年6月5日月曜日に午後2時から庁舎5階全員協議会室で開催を予定しています。

次期農業委員、推進委員の募集について、5月1日現在の応募状況を報告

農業委員14名、推進委員9名の応募がありました。郵便応募の可能性もありますので最終ではありませんが、必要数の確保はできました。今後は最終締め切りを行い、事務を進めます。

議

長

これをもちまして、令和5年第5回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦勞様ございました。